

# 機械による労働災害防止対策を強化するため 労働安全衛生規則を改正しました (プレス機械対策を中心に)

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による挟まれ災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部を改正しました。

改正規則は平成 23 年 7 月 1 日から施行されます。

## 改正の概要

### 1 プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加(第131条)

プレスブレーキ(※1)に使用できる安全装置(プレスブレーキ用レーザー式安全装置)を追加しました。この装置は、スライドの速度を低速度(毎秒 10 ミリメートル以下)とすることができ、操作部を操作している間のみスライドを作動させることができるプレスブレーキに設置、使用することができます。

(※1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス機械

### 2 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条および附則)

手払い式安全装置は、使用禁止となります。ただし、当分の間、プレス機械の操作部が両手操作式のものに取り付けた場合に限り使用することができます。

### 3 機械のストローク端による危険防止措置の充実(第108条の2)

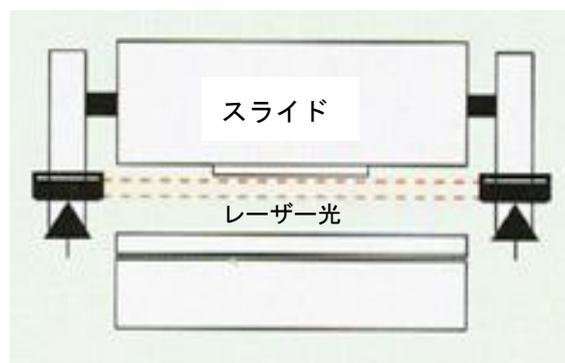
ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械に限らず、移動するテーブルなど該当するものはすべて、危険を防止する措置を講じなければならなくなります。



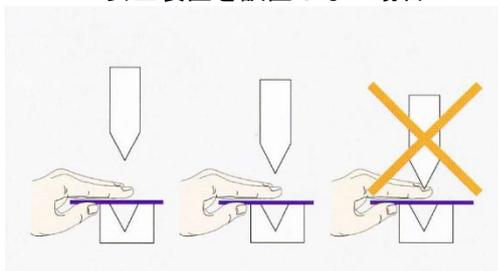
## I プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加

プレスブレーキは、材料を手を持って加工する場合など、現行の光線式安全装置が使いにくいことがあります。今回の改正により、一定の条件(※2)を満たすプレスブレーキについて、「プレスブレーキ用レーザー式安全装置」が使用できるようになりました。この安全装置については、今回、「プレス機械又はシーヤの安全装置構造規格」にも、新たに規定しています(第22条の2)。このような安全装置は、欧州規格(EN規格)に基づき、ヨーロッパなどでも使用されています。

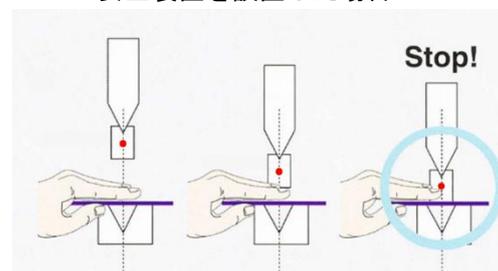
この安全装置は、プレスブレーキの停止性能に応じ、身体の一部がスライドに挟まれるおそれがないよう、上型の近傍に検出機構のレーザー光線を配して使用します。



安全装置を設置しない場合



安全装置を設置した場合

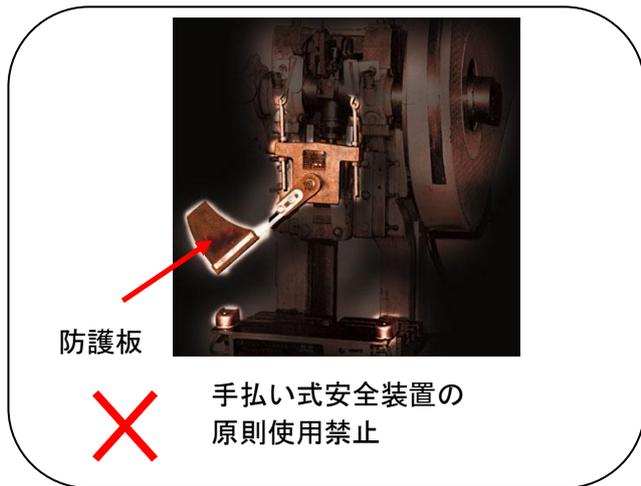


### (※2) プレスブレーキ用レーザー式安全装置を取り付けることができる一定の条件

- (1) スライドの速度を毎秒10ミリメートル以下の低速度にすることができるものであること。
- (2) (1)の低速度でスライドを作動させるときは、スライドの操作部を操作している間のみスライドを作動させるものであること。例えば、足踏みスイッチを用いる場合は、踏んでいる間のみスライドが作動するもの。

## II 手払い式安全装置の原則使用禁止

手払い式安全装置は簡便な安全装置として使用されてきましたが、足踏みスイッチのプレス機械に設置した場合に、手を払いきれずにスライドに手を挟まれることがありました。そこで、今後は原則使用禁止とします。ただし、両手操作式のプレス機械など一定の条件(※3)を満たすものに限り、当分の間、使用することができます。



※両手で操作する装置であればよく、両手操作式安全装置の要件までを満たす必要はありません。

### ※3 当分の間、手払い式安全装置を使用することができるプレス機械の条件

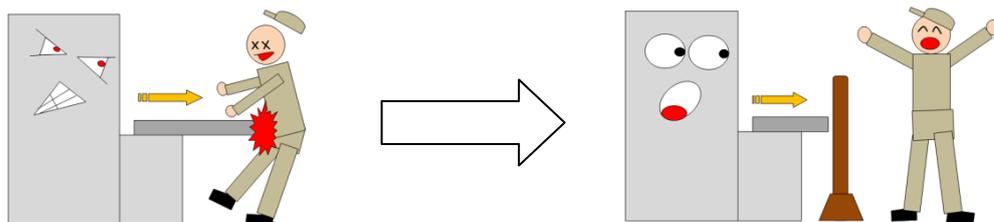
- 操作方法が両手操作式であること
- ストローク長さが
  - ① 40 ミリメートル以上
  - ② スライドの作動中に手の安全を確保できる防護板（以下「防護板」）の高さ以下（防護板の高さが 300 ミリメートル以上のものは 300 ミリメートル以下）
- 毎分ストローク数が 120 以下

※この経過措置については、改正規則の施行状況を踏まえて将来的に見直すことを予定しています。  
新たにプレス機械の安全対策を行う場合は、できる限り手払い式安全装置以外の措置を選択しましょう。

## Ⅲ 機械のストローク端による危険防止

労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、改正前は工作機械にのみ、柵、覆いなどを設けることを規定していましたが、工作機械以外の移動するテーブルやラムを有する機械でも、テーブルと建物設備の間に挟まれる死亡災害が発生していることから、ストローク端のリスクを有するすべての機械について、危険防止のための措置を講じなければならないこととしました。

**対象を工作機械から、ストローク端のリスクを有するすべての機械に拡大！**



- 対象となる機械には、タレットパンチプレス、木工用のNCルーター、NCフライス盤などがあります。
- 危険を防止する措置とは、例えば、①覆い・柵を設けること、②光線式安全装置・マット式安全装置を設置し、作業者の進入を検知したときに機械の作動を停止させること、などがあります。

## 改正 労働安全衛生規則

### 第108条の2(ストローク端の覆い等)

事業者は、研削盤又はプレーナーのテーブル、シエーパーのラム等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い又は柵を設ける等当該危険を防止する措置を講じなければならない。

### 第131条(プレス等による危険の防止)

(略)

2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒 10 ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

3 (略)

### 附 則

#### 第25条の2(手払い式安全装置に係る経過措置)

当分の間、第 131 条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「手払い式安全装置」とあるのは、「手払い式安全装置(ストローク長さが 40 ミリメートル以上であって防護板(スライドの作動中に手の安全を確保するためのものをいう。)の長さ(当該防護板の長さが 300 ミリメートル以上のものにあつては、300 ミリメートル)以下のものであり、かつ、毎分ストローク数が 120 以下である両手操作式のプレス機械に使用する場合を除く。)」とする。

※労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)の改正とあわせて、「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」(昭和 53 年労働省告示第 102 号)、「動力プレス機械構造規格」(昭和 52 年労働省告示第 116 号)も改正しました。

このリーフレットに関するお問い合わせは、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで